

事務連絡
令和7年9月24日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会
医薬・保険課

緊急避妊薬の調剤・販売に関して薬剤師が行う厚生労働省への手続き（申告）について（情報提供）

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

9月18日付で厚生労働省より、緊急避妊薬を調剤（本事務連絡において、オンライン診療の適切な実施に関する指針に基づく調剤をいう）・販売する薬剤師等についての留意事項通知が発出されたところですが（日薬業発第232号）、同通知中、「緊急避妊薬の調剤・販売に関して薬剤師が行う厚生労働省への手続き（申告）」に関し、「本通知発出後も調剤を継続する場合」のウェブサイト入力方法について、本会にて説明資料を作成いたしましたので、別添1のとおりご案内いたします。

販売に関しては、留意事項通知において「追って示す」とされている事項も残るところであり、現段階では販売に関して申告に必要な事項は全て示されておりません。現時点において速やかにご対応いただく事項は「当該通知発出後も調剤を継続する場合の厚生労働省への申告」となっています。調剤継続に関する申告は、遅くとも旧通知の廃止日である令和7年10月31日までに完了するよう、併せてご案内をお願いいたします。販売に関する申告が可能となる時期については、改めてアナウンスする予定です。

また、日薬業発第232号「別添3」の図について更新を行いましたので、更新版【ver1.1】をお送りいたします。

<別添>

1. 「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」に係る、報告用ウェブサイト入力方法（日本薬剤師会作成）
2. 今後、緊急避妊薬を販売・オンライン診療指針に基づく調剤を行うにあたり、薬剤師に必要な対応（図）（日本薬剤師会作成）【ver1.1】

◆【ver1.1】における更新箇所

- ・図左側「対応している」のオレンジ枠の下にオレンジ文字で「※厚労省一覧の更新タイミングのラグにより載っていない人もこちら」を追記

[注意点]

- 調剤研修を受講済みであっても、9/18時点で調剤に対応していない場合は、右側「対応していない」になりますのでご注意ください。
- 9/19以降、旧「変更届」に相当する手続きが必要な方は、9/18付通知に基づくウェブサイトによる申告によりご対応ください（新規登録を選択）。
- ・図全体 色枠・矢印の体裁を変更（印刷時に見難いとのこと指摘から）
- ・図下段「QRコード」の記載を「二次元バーコード」に修正

「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」に係る、報告用ウェブサイト入力方法

2025年9月・日本薬剤師会作成

(注) 本資料中「調剤」は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことをいう。

今後も調剤のみ行う

販売について未定の場合は一旦「調剤のみ」で申告してください。

調剤は継続し、今後販売も行う

日本薬剤師研修センターのeラーニングを

今後受講予定

すでに修了した
または
調査研究協力薬剤師である

(注) すでに修了していても、現時点では販売に関する申告は完了しないため、販売体制を整備後、再度申告する必要があることに留意すること。

【ABC共通】今後も「調剤」に対応する場合は、R7年10月31日までに申告すること。
(申告が遅れた場合、調剤一覧への未掲載期間が生じます)

A

「新規登録」にて申告

申告操作が2回目以降(変更や修正など)の場合は「登録内容変更」を選択

B

C

現時点で【B】【C】該当の場合、入力方法は以下のとおりであるが、まずは【A】として申告(新規登録)し、販売体制が整ってから【C】として再申告(登録内容変更)することで差し支えない。
※Cとして申告が可能となるタイミングは追って示す。

6. 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号 *
- ※半角で、記入してください。※過去に都道府県薬剤師会の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を受講済みで、今後も調剤のみ行う場合は「0」を記入してください。※「調査事業に協力」の薬剤師は「1」を記入してください

回答を入力してください

A	「0」を記入
B	「0」を記入(販売体制が整ってから要再申告。その際は修了証番号を記入)
C	修了証発行番号(調査研究協力薬剤師は「1」)を記入。 (販売体制が整ってから要再申告)

8. 調剤(医療用医薬品)・販売(要指導医薬品) *

- ☐ 調剤及び販売
- ☐ 調剤
- ☐ 販売

A	「調剤」を選択
B	「調剤」を選択(販売体制が整ってから要再申告。その際は「調剤及び販売」を選択)
C	「調剤及び販売」を選択(販売体制が整ってから要再申告)

22. 備考①

※「公表通知に掲載済み」、「調査事業に協力」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

A	「公表通知に掲載済み」と記載
B	「公表通知に掲載済み」と記載(販売体制が整ってから要再申告。その際はここを空欄とすること)
C	空欄(調査研究協力薬剤師は「調査事業に協力」を記入)。 (販売体制が整ってから要再申告)

◆以下の右欄に該当する方は、備考④は以下のとおり記入してください

25. 備考④

※「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」又は「令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

- 令和7年9月18日以前に、都道府県薬剤師会が開催した【調剤研修を修了し調剤体制に対応済みであるが、調剤一覧に未掲載】(更新タイミングとのズレによる)の場合も「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」と記載してください。
- 【令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了】により調剤対応のみを行う方は、申告の際、この欄にその旨を記載してください。

《START》
すでに、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく
緊急避妊薬の調剤に対応できる体制に

（注）以下、この図で言う「調剤」は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことを指します。

対応している

オンライン診療-調剤の研修会を受講済みであり、
調剤に対応している
（厚労省一覧^{（注）}で氏名が公表されている）

※厚労省一覧の更新タイミング
のラグにより載っていない人も
こちら

（注）厚労省一覧：
オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kininkyuuhininnyaku.html>

対応していない

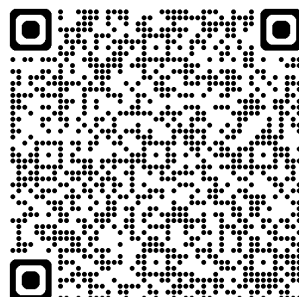
オンライン診療-調剤の研修会を受講していない
（受講していても、調剤に対応しておらず、厚労省一覧^{（注）}
にて氏名が公表されていない者を含む）

今後、調剤に加え、販売を行う

いいえ
（調剤のみ継続）

以下を行う必要があります。

- 厚労省へ、今後も
「調剤」のみを行う旨と、
必要な情報を申告（速やかに）



今後、調剤・販売を行う
（いずれかのみの場合も同様）

はい

以下2点を行う必要があります。

- 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了^{※1、※2}
- 厚労省へ、「販売／調剤」を行う旨と、必要な情報を申告
 - ◆オンライン診療-調剤体制に対応済みで、本通知発出後も調剤対応を行う方は、上記研修修了にかかわらず、一旦速やかに、調剤を行う旨を申告してください。
 - ◆申告項目中「販売にあたり必要な近隣の産婦人科医等との連携体制」の詳細は追って示されます。販売に関する申告は、連携についての通知後に申告が必要となることにご留意ください（調剤に加えて販売を行う方は、研修修了及び連携についての通知後、再度申告を行ってください）。

【申告用ウェブサイト】（左記二次元バーコードからもアクセスできます）
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHlmkUmY-ldwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SIICOEtNQ0IRV0xMViQIQCN0PWcu

※1 既存の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」は、今後、日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」に統合されます。

※2 「緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る環境整備のための調査事業」研究計画第Ⅱ期～（2024.9.25以降）に協力し販売に携わっていた薬剤師は、修了する必要はありません。